8　Summary
⑴　Contracting Entity ; Tomoki Sato, Executive Vice President, Japan Water Agency.
⑵　Classification of the services to be procured ; 41
⑶　Subject matter of the contract ; renewal works of pump equipment at Ooami Storage Pump Station and Nagara Storage Pump Station.
⑷　Time-limit of the submission of application forms and relevant documents for the qualification ; 17 : 00　13 January, 2016.
⑸　Time-limit of the submission of tenders ; 14 : 00　23 February, 2016 (submitted by mail ; 17 : 00　22 February, 2016).
⑹　Contact point for the tender documentation ; Takeshi Koshikawa, Contracting Management Division, Finance and Accounting Department, Japan Water Agency 11―2, Shintoshin, Chuo-ku, Saitama-shi, Saitama, 330―6008 Japan. TEL 048―600―6534, FAX 048―600―6588

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年12月10日
東京地下鉄株式会社工務部長　武藤　義彦
◎調達機関番号　414　◎所在地番号　13
○第54号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　外苑前駅出入口２改良その他に伴う建築・土木工事
⑶　工事場所　外苑前駅　東京都港区北青山２丁目７番16号
⑷　工事内容　渋谷方コンコースから地上までのエレベーター整備を含む出入口２建物（地下３階・地上１階、延べ床面積　約2,500㎡）及び接続通路の改良建築・土木工事、並びに渋谷方ホームからコンコースまでのエレベーター整備に伴う改良土木工事。
⑸　工期　契約締結の日から52箇月間
⑹　使用する主な資機材　建築工事　鉄筋　約400ｔ、コンクリート　約2,900㎥、鉄骨　約220ｔ　土木工事　鉄筋コンクリート　約150㎥
⑺　この工事は、契約締結後に施工方法等についてＶＥ提案を受け付ける契約後ＶＥ実施対象工事である。
⑻　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、3⑶の手続きにより契約責任者による当該工事に係る競争参加資格の確認を受けた者（以下「有資格者」という。）による単体又は有資格者で構成する２者又は３者の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。
⑴　当該契約を締結する能力を有しない者でないこと。
⑵　破産者で復権を得ない者でないこと。
⑶　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可その他法令の規定により営業に関し資格を必要とする業種について、その資格を有しない者でないこと。
⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者及び再生手続開始の決定を受けた者を除く。）若しくは手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
⑸　次に掲げる事実のいずれかに該当しない者で、その事実があった後３年を経過していない者でないこと。
ア　契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は資機材の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。
イ　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したこと。
ウ　他者の競争の参加又は契約の締結若しくは履行を妨げたこと。
エ　正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。
オ　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げたこと。
カ　契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をしたこと。
キ　正当な理由がなくて、契約に関し、東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）との間において現に係争中であること。
ク　契約に関し、現に履行遅滞となっていること。
ケ　契約の履行成績又はアフターサービスが著しく不良であったこと。
コ　申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったこと、その他会社に提出した書類に虚偽の記載をしたこと。
サ　アからキまでのいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。
⑹　暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であること、又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。
⑺　会社が定める取引先資格審査規則により、資格を有すると認められたものであること。なお、競争参加資格を得ようとする者は、3⑴に示す場所に申請すること。
⑻　⑺の同等の資格を有することが確認された者については、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求による総合評定値通知における、直近の建築一式及び土木一式の総合評定値が1,200点以上であること。
⑼　平成11年４月以降に元請（単体又は共同企業体の代表者）としてア及びイの施工実績（公告時点で完成したものを含む。）を有すること。ただし、外国での延べ床面積1,750㎡以上の建物新築工事及び市街地における都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事のうち、鉄筋コンクリート構造物の解体を実施した改良工事の実績については、日本国内での延べ床面積1,750㎡以上の建物新築工事及び市街地における都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事のうち、鉄筋コンクリート構造物の解体を実施した改良工事における安全対策と同等の対策を必要とした工事と当社が認めたものに限る。
ア　延べ床面積1,750㎡以上の建物新築工事。
イ　市街地における都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事のうち、鉄筋コンクリート構造物の解体を実施した改良工事。
⑽　次に掲げる基準を満たす監理技術者及び施工責任者を当該工事に専任で配置できること。
ア　建築工事の監理技術者は、１級建築施工管理技士又は１級建築士の資格を有する者であって⑼アに揚げる建築工事の経験を有する者であること。
イ　土木工事の監理技術者は、１級土木施工管理技士又は技術士法による建設部門の技術士の資格を有する者であって⑼イに揚げる土木工事の経験を有する者であること。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
エ　施工責任者にあっては、会社が定める施工責任者資格認定教育を受講し、１級又は２級施工責任者の資格認定を受けた者であること。なお、施工責任者は、監理技術者と兼任できるものとする。
⑾　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、会社から取引先資格停止基準に基づく資格停止を受けていないこと。
⑿　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社でないこと。
⒀　⑿の「１に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
・メトロ開発株式会社
⒁　⑿の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社」とは、次のア又はイに該当する者である。
ア　当該受託者の発行株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設会社
イ　建設会社の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設会社